

課税証明書発行依頼

各市町村窓口担当者様

高等学校等就学支援金の対象要件確認を行うため、「市町村民税の課税所得額（課税標準額）」、「総所得金額等」、「市町村民税の調整控除額」及び「扶養親族数」が記載された令和6年度分の課税証明書の発行をお願い致します。

当該項目が記載された課税証明書の発行が難しい場合は、お手数ですが、本紙裏面の「高等学校等就学支援金に係る課税証明書（補足）」（別紙2）に必要事項を記載の上、押印したものを交付して下さるようお願い致します。

なお、本依頼については、令和2年4月20日付2私第246号及び2教財第67号「高等学校等就学支援金の対象要件確認に係る市町村民税情報の提供の円滑化に関する協力依頼について」にて依頼している内容となります。

問合せ先：福岡県立早良高等学校 事務室

電話：092-804-6600

殿
(氏名)

高等学校等就学支援金に係る課税証明書 (補足)

高等学校等就学支援金の支給に関する法律その他の関係法令に基づき実施される、高等学校等就学支援金の支給に関して、その申込等の手続きのため照会があった事項のうち、添付の課税証明書等に記載のない以下の事項 (マイナンバー制度において情報連携を行うデータ項目等を定めた「データ標準レイアウト様式 B-002 (地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)」における定義によるものとします。) については、下記の通りです。

令和6年度 (令和5年分) の所得等

- 課税所得額 (課税標準額) _____ 円
※ 課税総所得金額やその他の課税所得金額が課税証明書に記載されており、これらを合計することにより課税所得額 (課税標準額) が分かる場合には記載の必要はありません。
- 総所得金額等 _____ 円
- 扶養親族の合計数 _____ 人 (※同一生計配偶者を含む)
(内数) 16歳未満の扶養親族数 _____ 人
- (税額控除 内訳)
● 調整控除の額 _____ 円
※市町村民税相当分

日付 令和____年____月____日
市区町村名 _____
担当部局課名 _____

授業料以外の教育費を支援！

返還
不要

高校生等

奨学給付金

のご案内

福岡県では、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費（教科書費、教材費、修学旅行費、PTA会費など）を支援する高校生等奨学給付金を支給しています。

特に「家計急変」に該当する場合は、事前に御準備をお願いします。

※所得など複数の要件があります。要件に該当する方のみ支給の対象です。

※この奨学給付金は、生活保護の収入認定から除外されます。

※着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損し、再度、制服の購入が必要である場合に受けられる給付があります。詳細を知りたい方や申請を希望する方は御相談ください。

家計急変の場合

どんな人が対象？

離職などにより家計が急変した世帯

2 詳しくは
ページへ

通常の場合

どんな人が対象？

生活保護(生業扶助)受給者、
または、非課税の世帯

3 詳しくは
ページへ



問合せ先

福岡県立早良高等学校 事務室 092-804-6600

通常の場合

対象世帯

世帯の状況（令和6年7月1日現在）が、次の①～②全てに該当する世帯

①生活保護（高等学校等就学費にかかる生業扶助）受給世帯 又は、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税の世帯

②保護者（親権者）が福岡県内に住所を有する

※生活保護受給世帯で、対象の生徒が高等学校等就学費にかかる生業扶助を受給していない場合は、非課税世帯として申請してください

支給金額

生徒ひとりあたり

世帯区分	生徒区分	給付額	
生活保護 (生業扶助) 受給世帯	全日制 定時制 通信制	32,300 円	
非課税世帯 (道府県民税所得割額及び 市町村民税所得割額)	全日制 定時制	第一子	122,100 円
		第二子	143,700 円
	通信制 専攻科		50,500 円

※当該年度7月1日現在の世帯の状況に応じ、高校生等1人につき上記の金額が年額で支給されます。

必要書類

対象となる方に、学校から申請書を別途配付する予定です。

家計急変の場合

**対象
世帯**

世帯の状況が、次の①～③全てに該当する世帯

- ①家計急変により保護者等の収入が減少
- ②基準日以降の年間収入見込が道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の非課税相当
- ③保護者等（親権者）が福岡県内に住所を有する

①令和6年7月1日以前に家計が急変した場合⇒基準日：令和6年7月1日

生徒区分		給付額
全日制 定時制	第一子	122,100円
	第二子	143,700円
通信制、専攻科		50,500円

②令和6年7月2日以降に家計が急変した場合

⇒基準日：急変日が属する月の翌月1日（急変日が1日の場合はその日）

$$\text{給付額} = \text{上の表の生徒区分ごとの給付額} \times \frac{\text{基準日が属する月～令和7年3月までの月数}}{12\text{ヶ月}}$$

**支給
金額**

生徒ひとりあたり

**必要
書類**

項目	書類
①家計が急変したことを証するもの	<p><給与所得がある場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ○家計急変後の給与明細書3ヶ月分 (基準日を含む急変後3ヶ月分) ○直近の賞与の明細書 <p><自営業の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ○家計急変後3ヶ月分の月別の控除前所得、経費額が分かる書類（基準日を含む急変後3ヶ月分） ○直近の確定申告書の写し <p><離職の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ○離職証明書や雇用保険受給資格者証など 離職日が確認できる書類
②申立書	様式任意 ※家計急変日・急変の事由・今後の収入状況等を詳細に記載すること
③税額控除等を確認できるもの	最新の課税証明書(※保護者等全員分)
④家族の世帯状況が確認できるもの	家庭調書

申請を希望する場合は、

1ページの問合せ先へ事前にご連絡ください。

※新入生について、家計の急変による前倒し申請（4～6月分）を受けた場合も、本申請（7～3月分）の支給を受けるためには、今回再度申請をする必要があります。

**締切
2/28**

Q&A

高校生等奨学給付金 よくある質問

Q1 離婚し、世帯収入が減少しましたが、申請できますか？

家計急変により世帯収入が減少していれば、申請は可能です。

ただし、所得の状況により、給付金が支給されない場合もあります。

※2ページ「対象世帯②」参照

Q2 他の奨学金を受給していますが、併用はできますか？

高校生等奨学給付金は他の奨学金との併用を認めています。

しかし、併用先の奨学金制度が併用を認めていないことがありますので、併用先の奨学金制度を十分確認してください。

Q3 給付金は、いつ振り込まれますか？

高等学校等就学支援金の申請方法によって振込の時期は異なります。

①マイナンバーで申請された方

⇒9月末頃支給予定

②課税証明書及びマイナポータルで申請された方

⇒7月末頃支給予定

Q5 申請書はいつもらえますか？

家計急変での申請の場合、学校の事務室までご連絡ください。要件を満たしている場合、申請の案内を行います。

通常の申請の場合、対象者には学校から直接送付されます。

Q4 給付金は、全額振り込まれますか？

学校にお支払いいただく校納金がある場合には、校納金を差し引いた金額が振り込まれることがあります。

ご理解いただきますようお願いします。

Q6 前倒し申請をしたら、本申請は不要ですか？

新生児について、前倒し申請（4～6月分）が認定された場合でも、本申請（7～3月分）は必要です。